

インヴァスト株式会社

証券コード：7338

第3期 定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

■ 場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋4階
貸会議室 H+I

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

● 目次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	30
計算書類	49
監査報告	58
株主総会参考書類	68
株主総会会場ご案内図	

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 7338
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川 路 猛

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第3期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.inv.inc/stock>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載をしておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（インヴァスト株式会社）または証券コード（7338）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に含まれる株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋4階 貸会議室 H+I
（本年の開催場所は、前回実施した株主総会の会場と異なっております。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」ならびに連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。もっとも、ご送付している書面の目次、項番、参考頁は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

日 時 2023年6月28日(水曜日)
午前10時

場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワーベルサール東京日本橋4階 貸会議室H+I
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主総会にご出席されない場合

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日(火曜日)
午後6時00分到着分まで

電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日)
午後6時00分入力完了分まで

ご注意

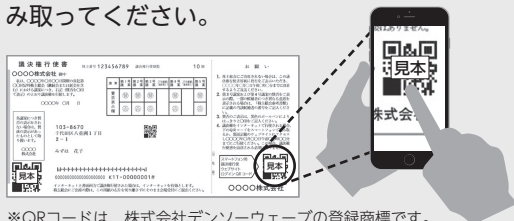
議決権行使書と電磁的方法(インターネット)により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

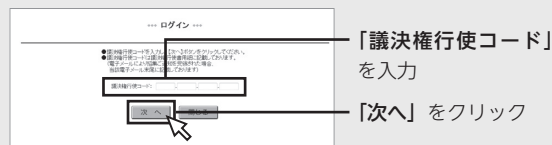
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

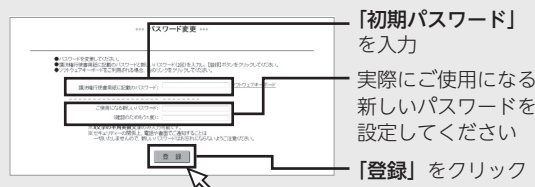
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネット
ヘルプダイヤル

 0120-768-524
(年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況が徐々に落ち着く中で、緩やかながら持ち直しの動きが継続しました。原材料価格の高止まりや円安の影響による物価高に加え、設備稼働率の低下で生産・出荷が振るわないことは重石となりましたが、世界的にアフターコロナに向けた動きが加速していることでインバウンド需要が顕著に回復し、年度末に向けては規制のない旅行需要等に伴う消費活動活発化で、景況感および消費マインドが向上しました。

外国為替市場のドル円相場は、121円台で取引をスタートした後、日米金利差拡大や日本の貿易収支悪化等を背景に、10月に約32年ぶりの高値である151円台までドル高・円安が進行しましたが、政府・日銀による大規模なドル売り・円買い介入や米国の物価指数の伸びが鈍化したこと、日銀が長短金利操作（YCC）の許容変動幅を拡大したこと等から徐々に水準を切り下げ、年度末は132円台後半で取引を終了しました。

株式市場は、コロナ禍に加え米欧の大幅かつ継続的な利上げにより上値の重い展開が続きましたが、金利上昇圧力の弱い日本株は相対的に堅調地合いを維持し、一時はザラ場で29,000円台を示現する場面もありました。

しかし、年度後半には、為替の円安支援が徐々に剥落したことや、米金利高を受けてナスダック市場が軟調推移したこと等により、伸び悩み、28,000円台で取引を終えました。

このような事業環境のもと、当社グループにおける事業別の状況は次のとおりであります。

子会社インヴァスト証券株式会社を中心とする国内金融事業では、円安の影響を受けてF Xトレードの需要が増加し、注力サービスである「トライオート」事業におけるF X取引が活況となった一方で、E T Fにおいては、昨年以降の米国株式の下落により取引高が大幅に減少いたしました。

また、昨年リリースの新サービス「マイメイト」は、顧客のトレード収益の改善を課題とし、機能追加やバージョンアップ等を優先した結果、コストが先行したこと等により、国内金融事業の純営業収益は29億66百万円（前期比95.1%）、セグメント利益は34百万円（同7.7%）の減収減益となりました。

一方、海外金融事業であるオーストラリアの子会社Invast Financial Services Pty Ltd.は、FX & Metals CFDやIndex & Commodity CFDの取引量が増加したことや、キプロスの現地法人を中心に欧州の顧客開拓が順調に進んだこと、また、金利収益が増加したこと等により、純営業収益は27億34百万円（前期比141.8%）となり、セグメント利益は4億28百万円（同122.1%）の増収増益となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の営業収益は60億5百万円（前期比116.4%）、純営業収益は55億82百万円（同112.1%）となりました。

販売費・一般管理費は51億98百万円（同123.8%）となり、純営業収益から販売費・一般管理費を差し引いた営業利益は3億84百万円（同49.1%）、経常利益は3億81百万円（同36.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億99百万円（同24.6%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、81百万円であります。

その主なものは、国内店頭F X／C F D事業におけるシステム投資を中心に54百万円であります。加えて、海外事務所設備の取得等に25百万円の投資を実施しております。

なお、これらに要した設備資金は自己資金をもって充たいたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの事業における必要資金については、自己資金および金融機関からの債務保証・借入金で賄っております。

当社グループは、運転資金の効率的な調整を行うため、取引金融機関4社との間で当座貸越契約等（極度融資枠63億60百万円）を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第 1 期 (2021年3月期)	第 2 期 (2022年3月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
営 業 収 益(百万円)	4,379	5,158	6,005
純 営 業 収 益(百万円)	4,227	4,981	5,582
経 常 利 益(百万円)	148	1,047	381
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	60	808	199
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	10円29銭	137円54銭	33円88銭
純 資 産(百万円)	10,726	11,666	11,734
総 資 産(百万円)	112,132	125,409	122,278
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,824円52銭	1,983円92銭	1,995円38銭

- (注) 1. 営業収益より金融費用を控除したものを、「純営業収益」として計上しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
インヴァスト証券株式会社	3,000百万円	100%	金融商品取引業
Invast Financial Services Pty Ltd.	1,000万豪ドル	100%	外国為替証拠金取引（F X）を中心とするデリバティブ取引
インヴァストキャピタルマネジメント株式会社	190百万円	100%	貸金業（不動産業者向けファイナンス、中小企業向け事業資金ファイナンス等）

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
インヴァスト証券株式会社	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号	7,567百万円	10,965百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、世界中の人々のお金に関する課題を解決する金融ソリューションを生み出すことを通じて、「世界をもっと、良い場所にする」というミッションを掲げております。

また、このミッションを実現していく道筋として、「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」という目指すべき姿、ビジョンを策定しております。このビジョン達成に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 国内金融事業の持続的成長

国内金融事業においては、テクノロジーを活用した独自の自動売買ソリューションや、顧客の運用成績向上に資する高付加価値サービスの開発等、当社グループの強みを最大限に発揮し、さらなる事業基盤の拡大を目指してまいります。

具体的には、子会社インヴァスト証券において、主力サービスである「トライオート」事業の収益力強化や顧客の利便性向上のための取り組みを通じて、安定的な収益を確保すると同時に、昨年リリースの新サービス「マイメイト」において、アセットクラスの追加や機能改善等により、サービスの早期主力化を目指します。

② 海外金融事業の持続的成長

海外金融事業においては、近年の資本規制強化により、多くの大手投資銀行が撤退しているプライムブローカレッジ市場を主ターゲットに置き、商品開発、セールスを強化し、トップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指します。

現在、子会社Invast Financial Services Pty Ltd.を中心に、オーストラリアや欧州を中心にサービスを展開しておりますが、今年4月には英国に新会社を設立する等、新たな地域への進出等により海外事業展開を加速させてまいります。

③ システムの安定稼働、開発力強化

当社グループの事業にとって、システムの安定稼働は重要な課題のひとつであり、増加する取引量への対応、顧客利便性の向上等に対応した継続的なシステムの改良・増強を図るほか、災害等の有事に備えた体制の整備に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループは、持続的な成長の基盤となる優秀な人材の確保と人材育成が重要な課題であると考えております。今後のさらなるグローバル展開を見据え、海外を含めた広い視野での採用活動を通じて、多様な人材の確保を進めてまいります。

⑤ リスク管理態勢の強化

当社グループのビジョン達成のための事業戦略の一環として、グローバルなサービス展開は必要不可欠です。国内市場のみならず、グローバルマーケットを含めた販路拡大を進める中で、直面するリスクに適時適切に対処するため、グループで首尾一貫したガバナンス態勢の強化に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引事業であります。

(6) **主要な営業所**（2023年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
-----	-------------------

② 子会社

インヴァスト証券株式会社	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
Invast Financial Services Pty Ltd.	Suite 1, Level 5, 55 Harrington Street, The Rocks, Sydney, NSW 2000, Australia
インヴァストキャピタルマネジメント株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目13番2号
Invast Global (CY) Ltd.	28 October Ave 261, View Point Building, Agias Triadas, Limassol, 3035, Cyprus
Invast Financial Services (EU) Ltd.	28 October Ave 261, View Point Building, Agias Triadas, Limassol, 3035, Cyprus
株 式 会 社 ア ル カ ド	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号

(7) **従業員の状況**（2023年3月31日現在）

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
国 内 金 融 事 業	78 (4) 名	7名増（増減なし）
海 外 金 融 事 業	60 (7) 名	17名増（2名減）
合 計	138 (11) 名	24名増（2名減）

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,876,331株
- (3) 株主数 3,114名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
合同会社TKC	3,136,100株	53.36%
光陽株式会社	443,800	7.55
市村洋文	200,000	3.40
川路猛	179,950	3.06
川路洋子	176,400	3.00
EH株式会社	107,200	1.82
森井利幸	80,000	1.36
安藤まこと	61,700	1.04
淡輪敬三	59,700	1.01
野村證券株式会社	39,400	0.67

(注) 持株比率は自己株式 (34株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
2020年第1回新株予約権 (注) 1	150個	15,000株	無償	1株当たり 1,244円	(注) 2	2020年10月1日から 2026年5月31日まで
2020年第2回新株予約権 (注) 1	1,400個	140,000株	1株当たり 1円	1株当たり 1,119円	(注) 3	2020年10月1日から 2027年6月30日まで
2020年第4回新株予約権 (注) 1	1,000個	100,000株	1株当たり 1円	1株当たり 1,271円	(注) 3	2020年10月1日から 2027年6月30日まで
2020年第5回新株予約権 (注) 1	600個	60,000株	1株当たり 1円	1株当たり 800円	(注) 4	2020年10月1日から 2027年6月30日まで
2020年第6回新株予約権 (注) 1	600個	60,000株	1株当たり 1円	1株当たり 805円	(注) 5	2020年10月1日から 2027年6月30日まで
2021年第1回新株予約権	3,000個	300,000株	1株当たり 15円	1株当たり 767円	(注) 6	2021年10月1日から 2031年9月30日まで

(注) 1. 当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりインヴァスト証券株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、インヴァスト証券株式会社が発行した新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。

ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者は1年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額（自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。

3. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 1,200百万円を超過した場合：50%

(b) 2,000百万円を超過した場合：80%

(c) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 2,000百万円を超過した場合：80%

(b) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 2,000百万円を超過した場合：80%

(b) 3,000百万円を超過した場合：100%

なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。その他、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数および 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数および 目的となる株式の数	保有者数
2020年第1回新株予約権	150個 (15,000株)	1名	—	—

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	川路 猛	インヴァスト証券株式会社 取締役会長 Invast Financial Services Pty Ltd. Director インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 取締役 株式会社アルカド 取締役
専務取締役	川上 真人	インヴァスト証券株式会社 代表取締役社長 Invast Financial Services Pty Ltd. Director 株式会社アルカド 代表取締役会長
常務取締役	鶴見 豪	新規事業開発担当 インヴァスト証券株式会社 取締役副社長 株式会社アルカド 代表取締役社長
取締役	大村 祐一郎	管理部 門 担当 インヴァスト証券株式会社 執行役員 Invast Financial Services Pty Ltd. Director インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長
取締役	ホワイ ト ギャビン	海外金融事業担当 インヴァスト証券株式会社 取締役 Invast Financial Services Pty Ltd. Chief Executive Officer Invast Financial Services (EU) Ltd. Director
取締役 (監査等委員・常勤)	安藤 聡	インヴァスト証券株式会社 監査役 インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 監査役 株式会社アルカド 監査役
取締役 (監査等委員)	淡輪 敬三	株式会社ツバキ・ナカシマ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	安藤 まこと	公認会計士

- (注) 1. 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）淡輪敬三氏および安藤まこと氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 安藤まこと氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、安藤聡氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 上記のほか、役員の重要な兼職状況は以下のとおりであります。

氏 名	兼 職 す る 会 社、 法 人 等	兼 職 の 内 容
川 路 猛	合同会社TKC	業務執行社員、代表社員
淡 輪 敬 三	株式会社リブセンス 株式会社イエラエセキュリティ 株式会社ZMP 公益財団法人WWF ジャパン	社外取締役 社外取締役 社外監査役 代表理事副会長
安 藤 ま こ と	明治ホールディングス株式会社 日本コンクリート工業株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	社外監査役 社外監査役 社外監査役

6. 重要な兼職の異動の状況について

- (1) 代表取締役社長川路猛氏は、2023年3月31日付でインヴァスト証券株式会社の取締役会長を退任しました。また、2023年4月1日付で同社取締役に就任しました。
- (2) 専務取締役川上真人氏は、2023年3月31日付でインヴァスト証券株式会社の代表取締役社長を退任しました。また、2023年4月1日付で同社代表取締役会長に就任しました。
- (3) 常務取締役鶴見豪氏は、2023年3月31日付でインヴァスト証券株式会社の取締役副社長を退任しました。また、2023年4月1日付で同社執行役員に就任しました。
- (4) 取締役ホワイトギャビン氏は、2023年3月31日付でインヴァスト証券株式会社の取締役を退任しました。
- (5) 監査等委員淡輪敬三氏は、2023年3月31日付で株式会社イエラエセキュリティの社外取締役および株式会社ZMPの社外監査役を退任しました。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役ホワイトギャビン氏および各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2022年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針(以下、「決定方針」といいます。)を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・決定方針の内容の概要

<報酬の構成>

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職務専念の安定のために必要な固定報酬を基本報酬として設定したうえで、業績との連動性を高めるため、毎月固定的に支給する報酬(月額固定報酬)と、各事業年度の業績および個人評価に連動する報酬等の臨時報酬で構成するものとしております。ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみといたします。当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成するものとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定いたします。

<基本報酬>

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、会社業績への貢献度等に見合った報酬水準とするほか、会社の持続的な成長や企業価値の向上に資する人材の確保等を総合的に判断して決定するものとしております。

<臨時報酬>

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の要素を含む臨時報酬は、各取締役の「月額固定報酬×12ヶ月×20%」をベース金額とし、全社業績および個人評価の結果に基づいて決定される加減率を乗じて算出するものとしております(全社業績、個人評価によりそれぞれ△20%～+20%の範囲内でベース金額からの加減率を設定しております)。

臨時報酬のうち、全社業績に連動する部分(業績連動報酬)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPIを反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益もしくは税金等調整前当期純利益のいずれか低い方の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額)を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

目標となる業績指標とその値は、経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業績連動報酬は、当社グループの業績および各取締役の成果に応じ、標準支給額(月額固定報酬×12ヶ月×20%)に対し、0%～300%の範囲で支給額が変動いたします。

これにより、各取締役の総報酬に占める業績連動報酬の比率は、0%から37.5%の範囲で変動いたします。

当事業年度における業績指標の実績は、連結経常利益が3億81百万円、税金等調整前当期純利益が3億78百万円となったことから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の加減率を0%(標準支給額)としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、2021年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額450百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

当社の監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2021年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2022年6月28日開催の取締役会において代表取締役社長川路猛に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定を行っております。

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績、各取締役の個人評価に連動する報酬等の臨時報酬（賞与）の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに代表取締役社長が最も適していると考えたからであります。

代表取締役社長は、監査等委員会に対し、個人評価結果および業績連動報酬案について説明を行い、その妥当性に関する審議を実施したうえで、その内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	120 (－)	100 (－)	20 (－)	－	4 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (11)	24 (11)	－ (－)	－	3 (2)

（注）1. 業績連動報酬等には、当事業年度中における役員賞与引当金に計上した金額を記載しております。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役淡輪敬三氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役、株式会社リブセンスの社外取締役および公益財団法人WWF ジャパンの代表理事副会長であります。

また、株式会社ZMPの社外監査役および株式会社イエラエセキュリティの社外取締役を兼務しておりましたが、2023年3月31日をもって退任しております。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役安藤まこと氏は、明治ホールディングス株式会社の社外監査役、日本コンクリート工業株式会社の社外監査役および三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 (監査等委員) 淡輪敬三	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての経験と見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、経営陣から助言を求められた経営の方針や経営の改善等について、適切な関与・助言を行っております。
取締役 (監査等委員) 安藤まこと	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、経営陣から助言を求められた経営の方針や経営の改善等について、適切な関与・助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	10百万円
・ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社Invast Financial Services Pty Ltd.は、Ernst & Youngの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当である場合等、その必要性があると判断した場合は、執行機関の見解等を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、これらの方針のもと、環境変化に対応した社内体制の構築に努めております。

(1) 取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保するための体制

当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告し、当社の取締役の職務および子会社の業務の執行を監督しております。

各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。

当社は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。

当社は、コンプライアンス体制の確立のため、コンプライアンスについての基本方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が実践すべき行動規範を示し、その徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要な意思決定および報告に関する情報を管理するため、「文書保存基準」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本方針」に基づき、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理するとともに、事業子会社の代表取締役を通じて、事業の特性にあったリスク管理体制の構築を推進しております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。なお、内部監査部門は、部門、事業子会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤取締役で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うほか、取締役会の決定に基づく業務の執行および子会社の業務執行状況の管理を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行（事業子会社の業務の執行を含む。）に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスについての基本方針および行動規範を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。内部監査部門は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。また、当社は、「内部通報制度運用規程」に基づき、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

(6) **会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営会議において、子会社の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、「経営管理規程」に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法等をルール化するほか、子会社が一定の重要事項について行おうとする時は、事前に当社に報告を行い、承認を得なければならないこととしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営管理については、子会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、子会社の経営情報およびリスク情報を把握することとしております。また、当社は子会社の管理部門を定めており、管理部門は、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容および当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営を行うために、子会社を含めた企業集団としての中期および年度経営計画等を定め、その共有を図り推進します。

二 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、原則として、当社取締役または執行役員が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制をとっております。

また、当社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社および当社の子会社の全役員、従業員が準拠すべき行動規範を定め周知徹底を図っております。

- (7) **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務は、内部監査部門において補助するものとし、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査部門の従業員の異動・考課に関する意見を述べるができることとしております。

- (8) **取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**

代表取締役および業務執行取締役は、次に該当する事項を監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

①重大な法令・定款違反、②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査部門が実施した監査結果、⑤リスク管理の状況、⑥内部通報制度に基づき通報された内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項

また、子会社の取締役等および従業員ならびに当社の従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとしております。なお、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、その旨を周知徹底いたします。

- (9) **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

- (10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制**

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催することとしております。

(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、適正な財務情報の開示および透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・ 新たに入社した従業員に対してコンプライアンスに関する研修を行うとともに、全従業員を対象としたeラーニングによる研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
- ・ 当社各部門および情報管理態勢等を対象とした内部監査を通じて、法令等遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。
- ・ 当社および子会社の役職員を対象とした内部通報窓口を設置しております。新入社員への研修や、社内掲示板への掲載等により周知徹底し、実効性向上に努めております。

② リスク管理体制の強化

- ・ 当社は、当社グループにおけるリスクの軽減および防止ならびに会社損失の最小化を図るため、「リスク管理基本方針」をグループ共通方針として制定しております。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保

- ・「経営管理規程」に基づき、子会社の財務状況、法令遵守状況等事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告されております。
- ・当社の代表取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し重要な意思決定に関与しております。また、子会社の取締役が当社の取締役会に参加し、子会社の業績等につき報告しております。

④ 監査等委員会の監査体制

- ・監査等委員である取締役は、当事業年度に開催された取締役会（全18回）および監査等委員会（全15回）の全てに出席しております。
- ・監査等委員会は、会計監査人を5回招聘し意見交換を行いました。
また、常勤の監査等委員が、経営会議等の重要な会議に出席し、内部監査担当部署から報告を受け、これらにより得られた情報を監査等委員会に報告して監査等委員全員が共有し、監査等の実効性を確保しております。

⑤ 財務報告の信頼性および適正性

- ・当事業年度当初に策定した2023年3月期財務報告に係る内部統制評価実施計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	120,415	流 動 負 債	110,287
現金・預金	9,352	受入保証金	94,751
預託金	32,750	短期借入金	3,500
短期差入保証金	53,110	外為取引未払金	11,264
外為取引未収入金	24,663	未払法人税等	164
その他の	538	賞与引当金	36
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	24
固 定 資 産	1,863	その他の	546
有形固定資産	207	固 定 負 債	246
建物	161	繰延税金負債	222
その他の	45	その他の	23
無形固定資産	539	特別法上の準備金	10
ソフトウェア	463	金融商品取引責任準備金	10
その他の	76	負 債 合 計	110,543
投資その他の資産	1,116	純 資 産 の 部	
投資有価証券	98	株 主 資 本	11,106
出資金	845	資本金	500
繰延税金資産	65	資本剰余金	7,646
その他の	107	利益剰余金	2,959
貸倒引当金	△0	自己株式	△0
資 産 合 計	122,278	その他の包括利益累計額	619
		その他有価証券評価差額金	568
		為替換算調整勘定	50
		新 株 予 約 権	8
		純 資 産 合 計	11,734
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,278

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営 業 収 入	受 入	手 数	益 料		6,005
ト レ ー デ ィ ン グ 損			益	1,074	
金 そ の 他 の 営 業 収 入			益	3,517	
金 融 費			益	926	
			用	486	
純 営 業 収 入			益		422
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費					5,582
取 引 関 係			費	1,293	
人 事 費			費	2,020	
不 動 産 関 係			費	1,266	
事 務 費			費	113	
減 価 償 却			費	228	
租 税 公 課			課	130	
そ の 他			他	145	
営 業 利 益					384
営 業 外 収 入			益		13
組 合 投 資 利			益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却			益	2	
そ の 他			他	0	
営 業 外 費			用		16
為 替 差 損			損	9	
支 払 利			息	7	
そ の 他			他	0	
経 常 利 益					381
特 別 損 失					2
金 商 取 責 任 準 備 金 繰 入				2	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			益		378
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税			税	185	
法 人 税 等 調 整			額	△5	
当 期 純 利 益					199
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					199

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	500	7,646	3,013	△0	11,159
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△252		△252
親会社株主に帰属する 当期純利益			199		199
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△53	－	△53
当連結会計年度末残高	500	7,646	2,959	△0	11,106

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	528	△30	498	8	11,666
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△252
親会社株主に帰属する 当期純利益					199
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)	39	81	120		120
当連結会計年度変動額合計	39	81	120	－	67
当連結会計年度末残高	568	50	619	8	11,734

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

当社グループの連結貸借対照表および連結損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	6社
・主要な連結子会社の名称	インヴァスト証券株式会社 Invest Financial Services Pty Ltd. インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 Invest Global (CY) Ltd. Invest Financial Services (EU) Ltd. 株式会社アルカド

上記のうち、当連結会計年度において、新たに設立した株式会社アルカドを連結の範囲に含めておりません。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Invest Financial Services Pty Ltd.、Invest Global (CY) Ltd. および Invest Financial Services (EU) Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

トレーディングに関する有価証券等

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

トレーディング関連以外の有価証券等

その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 出資金

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

器具および備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

二. 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めるものとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、国内金融事業および海外金融事業を営んでおり、各事業の主なサービスは、以下の通りです。国内金融事業は、当社および国内連結子会社です。当社は純粋持株会社であり、子会社は取引所 F X 取引、店頭 F X / C F D 取引、貸金業を行っております。

海外金融事業は、海外連結子会社店頭 F X / C F D 取引および証券取引サービスを行っております。

また、各事業の純営業収益は、2,966百万円、2,734百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	65百万円
繰延税金負債	222百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保にかかる債務

当社の連結子会社であるインヴァスト証券株式会社において、担保に供している資産および担保にかかる債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金・預金（定期預金）	1,750百万円
-------------	----------

上記の担保の他、インヴァスト証券株式会社は金融機関と顧客区分管理信託契約に係るインヴァスト証券株式会社の信託受益権に対し当該金融機関を質権者とする質権を設定しております。

② 債務保証の極度額および担保付負債

債務保証の極度額	5,000百万円
短期借入金	2,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	241百万円
--	--------

(3) 当座貸越契約

当社の連結子会社であるインヴァスト証券株式会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と当座貸越契約等を締結しております。

当連結会計年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額等	6,360百万円
借入実行残高	3,500百万円
差引額	2,860百万円

(4) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金	金融商品取引法第46条の5第1項
-------------	------------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式

5,876,331株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	141	24	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	111	19	2022年9月30日	2022年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111	19	2023年3月31日	2023年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式

675,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として金融商品取引法に基づく市場デリバティブ取引の取り次ぎおよび店頭デリバティブ取引を行っております。当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎは、顧客の注文を金融商品取引所等にて執行する業務であり、原則、当社グループのポジションは発生いたしません。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引およびE T F特化型証拠金取引は、顧客と当社グループによる相対取引ではありますが、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティ（カバー先銀行等）との間で相対取引を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として金融商品取引所およびカウンターパーティの金融機関に差し入れた短期差入保証金であり、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。したがって、取引金融機関の選定については、その財務状況・外部格付機関による評価等を充分勘案して行っております。また、定期的に当該金融機関の財務情報等を入手し、モニタリングを行っております。保有する投資有価証券は株式であり、主として純投資目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、投資有価証券には流動性に乏しい非上場株式98百万円（帳簿価額）が含まれております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループが行う市場デリバティブ取引の取り次ぎ、店頭デリバティブ取引等は、顧客から証拠金を受け入れ、その証拠金の範囲内で取引を行っております。当社グループは、顧客の取引口座開設にあたり、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しております。

当社グループは、外国為替証拠金取引について、顧客に対する当社グループのポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティと相対取引をしております。

当社グループは、これらのカウンターパーティに保証金を差し入れておりますが、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行複数社のカウンターパーティと取引をしております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループにおいては、カバー取引の執行前に発生する為替取引やE T F取引の自己のポジションの市場リスクにつきましては、「カバー取引に関する規程」に基づきポジションの保有限度額および損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。相場の急変、損失が上限額に達した場合等は、必要に応じて取引の停止、ポジションの決済を行っております。また、計数的なリスク管理は「リスク管理規程」に従い、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき毎月内閣総理大臣への提出義務がある自己資本規制比率については、内閣府令で定められた方式によって経理部が算定し、日々の状況については、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対して毎月報告しております。

c. 資金調達に係るリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。また、資金調達手段の多様化を図るため複数の金融機関と当座貸越契約等を締結し一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない出資金は含まれておりません。(注) 3.参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	9,352	9,352	—
(2) 預託金	32,750	32,750	—
(3) 短期差入保証金	53,110	53,110	—
(4) 外為取引未収入金	11,194	11,194	—
資産計	106,408	106,408	—
(1) 短期借入金	3,500	3,500	—
(2) 受入保証金	94,751	94,751	—
(3) 外為取引未払金	11,194	11,194	—
負債計	109,445	109,445	—
デリバティブ取引 (*)	13,468	13,468	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(70)	(70)	(—)
デリバティブ取引計	13,398	13,398	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、連結貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権13,468百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務70百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 外為取引未収入金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受入保証金

日々計算による出し入れを行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 外為取引未払金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「11.その他の注記 デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

(注) 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期差入保証金	—	53,110	—	53,110
外為取引未収入金	11,194	—	—	11,194
資産計	11,194	53,110	—	64,305
受入保証金	—	94,751	—	94,751
外為取引未払金	11,194	—	—	11,194
負債計	11,194	94,751	—	105,945
通貨関連取引	—	4,545	—	4,545
有価証券関連取引	—	8,853	—	8,853
デリバティブ取引計	—	13,398	—	13,398

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

該当事項はありません。

なお、「現金・預金」「預託金」「短期借入金」等は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

外為取引未収入金、外為取引未払金

これらの取引は取引所で取引されるものであり、取引所における最終の価格をもって時価としております。そのため、レベル1に分類しております。

受入保証金

これらの取引は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引につきましては、外国為替相場、株価指数等のインプットを用いて算定した価額をもって時価としております。店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合または観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましてはレベル2に分類しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	98
出資金 (*2)	845

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注) 4. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	9,352	—	—	—
預託金	32,750	—	—	—
外為取引未収入金	11,194	—	—	—
合計	53,297	—	—	—

(注) 5. 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,500	—	—	—	—	—
合計	3,500	—	—	—	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは兵庫県において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。

当該賃貸不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価につきましてはその重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,995円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円88銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の事業の一部廃止)

当社は、2023年3月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるインヴァストキャピタルマネジメント株式会社（以下「ICM」といいます。）の事業の一部を廃止することについて決議いたしました。

(1)事業廃止の理由

ICMが当社の連結子会社となった当初（2018年7月）には、不動産特定共同事業法の改正により、一定の要件を満たす不動産事業者等が投資家から資金を集めることが可能となる等、ミドルリスク・ミドルリターンの投資商品として新たに展開することを想定しておりましたが、ソーシャルレンディング等を取り巻く外部環境の変化から、長年の実績のある不動産事業者向けプロジェクトファイナンス（不動産事業者が土地・建物を購入する際の、仕入資金の融資を行う）に注力する形で事業を展開してまいりました。

しかしながら、自己資金を含めた経営資源を、当社グループ内の成長性の高い事業領域に再配分する観点から、2023年4月15日期限の貸金業登録を更新せず、当該事業を廃止することといたしました。

(2)廃止事業の概要

1. 事業会社の経営成績

	ICM(a)	2023年3月期連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	42百万円	6,005百万円	0.7%
売上総利益	42百万円	5,582百万円	0.8%
営業利益	△12百万円	384百万円	△3.2%
経常利益	△12百万円	381百万円	△3.2%

2. 今後の見通し

ICMは、貸金業登録を廃止し、2024年3月期中に清算またはグループ会社への吸収合併等の組織再編を行う予定です。

11. その他の注記

デリバティブ取引に関する注記

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	売建	305,853	—	1,393	1,393
	買建	301,751	—	3,152	3,152
合 計				4,545	4,545

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

② 有価証券関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	有価証券関連ＣＦＤ取引				
	売建	45,247	—	7,380	7,380
	買建	24,878	—	1,472	1,472
合 計				8,853	8,853

時価の算定方法：当連結会計年度の時価は有価証券関連ＣＦＤ取引相場を使用しております。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,068	流 動 負 債	70
現 金 ・ 預 金	2,003	未 払 費 用	31
未 収 還 付 法 人 税 等	51	未 払 金	8
そ の 他	13	未 払 法 人 税 等	3
貸 倒 引 当 金	△0	役 員 賞 与 引 当 金	20
		賞 与 引 当 金	2
		そ の 他	4
固 定 資 産	8,897	負 債 合 計	70
有 形 固 定 資 産	42	純 資 産 の 部	
建 物	35	株 主 資 本	10,886
そ の 他	6	資 本 金	500
無 形 固 定 資 産	23	資 本 剰 余 金	10,135
ソ フ ト ウ ェ ア	1	資 本 準 備 金	500
そ の 他	22	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,635
投 資 そ の 他 の 資 産	8,830	利 益 剰 余 金	251
関 係 会 社 株 式	8,819	そ の 他 利 益 剰 余 金	251
長 期 差 入 保 証 金	11	繰 越 利 益 剰 余 金	251
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	8
資 産 合 計	10,965	純 資 産 合 計	10,895
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,965

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		701
関 係 会 社 受 取 配 当 金	331	
業 務 受 託 料	358	
そ の 他 の 営 業 収 益	10	
営 業 費 用		528
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	528	
営 業 利 益		173
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		3
経 常 利 益		169
税 引 前 当 期 純 利 益		169
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1
当 期 純 利 益		168

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	500	500	9,635	10,135
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	500	500	9,635	10,135

	株 主 資 本			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	335	△0	10,970	8	10,979
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△252		△252		△252
当 期 純 利 益	168		168		168
当 期 変 動 額 合 計	△84	－	△84	－	△84
当 期 末 残 高	251	△0	10,886	8	10,895

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表および損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具および備品 4年～8年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金および準備金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27―2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

当社は純粋持株会社であり、当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が實際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8百万円

(2) 保証債務

連結子会社であるインヴァスト証券株式会社およびInvast Financial Services Pty Ltd.の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関して連帯保証を行っております。

債務保証の極度額 125億5百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 4百万円

短期金銭債務 1百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

701百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式

34株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金

79百万円

未払事業税

1百万円

賞与引当金

0百万円

その他

1百万円

繰延税金資産小計

83百万円

評価性引当額

△83百万円

繰延税金資産計

—

繰延税金資産の純額

—

9. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社および関連会社等)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	インヴァスト 証券株式会社	所有 直接100	経 営 指 導 管理業務の委託 資金の援助 役員の兼任	業務委託の取 受 (注) 1	354	—	—
				債務の保証 (注) 2	11,170	—	—
				資金の貸付 (注) 3	2,500	—	—
				資金の回収 (注) 3	2,500	—	—
				利息の受取 (注) 3	1	—	—
子会社	Invast Financial Services Pty Ltd.	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	債務の保証 (注) 4	1,335	—	—
				負担金の受領 (注) 4	3	—	—
				資金の貸付 (注) 3	1,000	—	—
				資金の回収 (注) 3	1,000	—	—
				利息の受取 (注) 3	0	—	—
子会社	インヴァスト キャピタル マネジメント 株 式 会 社	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	1,147	—	—
				資金の回収 (注) 3	2,841	—	—
				利息の受取 (注) 3	8	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との業務受託料については、同社の運営費用を基に決定しております。
2. 子会社の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に関し、連帯保証を行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 債務の保証については、Invast Financial Services Pty Ltd. の外国為替証拠金取引等に関連して生じる債務に対して、連帯保証を行ったものであります。負担金については、当社での資金調達で発生した手数料およびカバー業務等で発生した人件費について、合理的に負担割合を決めたうえで受領しております。

(役員および個人主要株主等)

種 類	会 社 等 の 名称または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	光 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 (注) 1	被所有 間接7.5	不動産の賃借	不動産の賃借 (注) 2	19	長期差入 保証金	11
				敷 金 差 入 (注) 2	—		

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 光陽ホールディングス株式会社は、当社代表取締役役川路猛氏およびその近親者が議決権の82.0%を直接所有、13.4%を間接所有しております。
2. 不動産の賃借料ならびに敷金については、不動産鑑定価格および近隣の相場等を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,852円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円68銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(子会社との会社分割)

当社は、2023年3月16日開催の取締役会において、2023年6月30日を効力発生日として、当社の子会社であるインヴァスト証券株式会社が自ら所有する資産の管理、運用に係る事業に関する権利義務を、当社が承継する会社分割を行うこととし、同社と吸収分割契約を締結することを決議いたしました。

(1)会社分割の目的

インヴァスト証券株式会社は、同社が所有する資産について管理、運用を行っておりますが、同社の主力事業と直接的な関連性が薄れた資産を、持株会社である当社に集約することで、その管理および運用を効率化することを目的としております。

(2)会社分割の日程

取締役会決議日：2023年3月16日

契約締結日：2023年3月16日

効力発生日：2023年6月30日（予定）

(注)本分割は、当社においては、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会の決議を経ずに行います。

(3)会社分割の方式

本会社分割は、吸収分割会社の完全親会社である当社を吸収分割承継会社とするものであり、本会社分割に際して、株式その他の金銭等の交付は行われません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

インヴァスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 雅 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 島 啓 太 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インヴァスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インヴァスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

インヴァスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 雅也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河島 啓太 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インヴァスト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

インヴァスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 安 藤 聡 ㊟

監 査 等 委 員 淡 輪 敬 三 ㊟

監 査 等 委 員 安 藤 まこと ㊟

(注) 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、継続的かつ安定的な配当を実施するため、連結配当性向30%または連結純資産配当率2%（年率）のいずれか高い方を目安とした配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、以下のとおり1株につき19円（前期に比べ5円減配）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金19円

（ご参考）中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金38円となります。

配当総額 111,649,643円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的で迅速な意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	かわ じ 路 猛 (1974年12月3日生)	1995年 1 月 三貴商事株式会社（現光陽ホールディングス株式会社）入社 1998年 4 月 光陽キャピタル株式会社（現ＫＹエンタープライズ株式会社）取締役（非常勤） 1998年10月 Refco Overseas Ltd.入社 1999年 5 月 こうべ証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）出向 2000年 4 月 同社 入社 2005年 2 月 同社 執行役員 2005年 6 月 ＫＫエステート株式会社 取締役（非常勤） 2007年 2 月 ＫＯＢＥ証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）常務取締役 2008年 7 月 インヴァスト証券株式会社 代表取締役副社長 2010年 1 月 同社代表取締役社長 2012年 6 月 光陽ホールディングス株式会社 取締役 2012年12月 合同会社ＴＫＣ 業務執行社員、代表社員（現任） 2013年 2 月 Invest Financial Services Pty Ltd. Director（現任） 2018年 8 月 光陽ファイナンス株式会社（現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社） 取締役（現任） 2018年12月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長 2020年10月 当社 代表取締役社長（現任） 2021年 6 月 インヴァスト証券株式会社 取締役会長 2021年 8 月 光陽株式会社 代表取締役社長 2021年 9 月 ＫＫエステート株式会社 代表取締役社長 2022年 5 月 光陽ホールディングス株式会社 取締役 2022年12月 株式会社アルカド 取締役（現任） 2023年 4 月 インヴァスト証券株式会社 取締役（現任） （現在に至る）	3,316,050株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	かわ かみ まさ と 川 上 真 人 (1974年1月21日生)	1997年 9 月 株式会社ＳＳＩスマートセット 入社 2006年10月 株式会社トリスター 代表取締役 2006年10月 株式会社アメリカンメガトレンド 代表取締役 2009年 3 月 プラネックスホールディング株式会社 取締役 2009年 6 月 株式会社ＭＪ（現株式会社DMM.com証券） 代表取締役 2011年 5 月 トレイダーズ証券株式会社 取締役副社長 2013年 4 月 トレイダーズフィナンシャルテクノロジー株 式会社（現株式会社Nextop.Asia） 代表取締役 2013年 6 月 トレイダーズホールディングス株式会社 取締役 2016年 1 月 トレイダーズインベストメント株式会社 代表取締役 2016年12月 みんなのビットコイン株式会社（現楽天ウォ レット株式会社）代表取締役 2019年 3 月 インヴァスト証券株式会社 エグゼクティブアドバイザー 2019年 6 月 同社 専務取締役 2020年10月 当社 専務取締役（現任） 2021年 6 月 インヴァスト証券株式会社 代表取締役社長 2022年12月 株式会社アルカド 代表取締役会長（現任） 2023年 3 月 Invest Financial Services Pty Ltd. Director（現任） 2023年 4 月 インヴァスト証券株式会社 代表取締役会長（現任） （現在に至る）	5,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	おおむら ゆういちろう 大 村 祐一郎 (1973年9月21日生)	1998年 3 月 三貴商事株式会社（現光陽ホールディングス株式会社）入社 2007年 1 月 K O B E 証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）入社 2009年 4 月 同社 総合企画部長 2011年 4 月 同社 執行役員（現任） 2013年 4 月 Invest Financial Services Pty Ltd. Executive Vice President 2019年 6 月 インヴァストキャピタルマネジメント株式会 社 取締役 2020年10月 当社 取締役（現任） 2022年 6 月 インヴァストキャピタルマネジメント株式会 社 代表取締役社長（現任） 2023年 3 月 Invest Financial Services Pty Ltd. Director（現任） （現在に至る） （担当） 管理部門	2,600株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

- (1) 取締役候補者川路猛氏は、2010年1月から当社子会社であるインヴァスト証券株式会社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、豊富な経験に基づく強いリーダーシップと決断力により当社グループの業務遂行を指揮してきた実績があることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - (2) 取締役候補者川上真人氏は、金融業界における豊富な職務経験と企業経営に関する十分な知見を有しており、その職務経験や知見を当社の経営に活かしてきた実績があることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - (3) 取締役候補者大村祐一郎氏は、取締役として、管理部門を担当し、当社グループの経営管理、財務、コーポレートガバナンスの分野における豊富な業務経験と、幅広い見識を有していることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
3. 取締役候補者川路猛氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
 4. 取締役候補者川路猛氏の「所有する当社株式の数」は、合同会社 T K C 名義の株式数3,136,100株を合算して記載しております。
 5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性および経験（スキルマトリックス）

第2号議案取締役候補者および監査等委員である取締役の主要な専門性と経験および貢献が期待される分野は次のとおりであります。

氏名	川路 猛	川上 真人	大村 祐一郎	安藤 聡	淡輪 敬三	安藤 まこと
現在の当社における地位	代表取締役社長	専務取締役	取締役	取締役 (常 勤 監 査 等 委 員)	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 (監査等委員)
企業経営	●	●			●	
新規事業開発	●	●				
IT・DX		●				
財務／会計／M&A	●	●	●	●		●
人事・労務	●	●	●		●	
内部統制・法務 コンプライアンス			●	●	●	●
グローバル経験	●	●	●		●	●

以 上

会場

※4階貸会議室(コンファレンスセンター)へは地下1階左手奥のエレベーターでお越しください



直結
徒歩 3分
徒歩 6分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。